

# 首都圏の新增設申込み（低圧）について

2024年11月



首都圏エリアにおいて関西電力と電気需給契約を締結し、電気をご使用されているお客さまの電気設備に変更等が生じる場合、所定様式によりお申込みが必要となります。

東京電力パワーグリッド（以下、東京電力 P G）への手続きは関西電力が行います。

お申込みいただける申込種別は以下のとおりです。

申込種別	お申込み内容	受付可否	お申込み方法
新設	電気の供給・受電にあたって新たに供給設備を施設する場合のお申込み	×	—
増設・減設	<p>既に当社と電気のご契約があり、電気設備を増設する場合や、電気設備の一部を撤去・改修等により減設した場合のお申込み（供給設備の工事が必要となる場合や、発電設備の変更がある場合を含みます）</p> <p>例）単2→単3へ</p>	○	<p>所定様式（P 4）にご記入のうえ、申込みに必要な資料と併せて、電子メールでお申込み（P 6）ください。</p>
設備変更	<p>引入口配線の改修等により引込線の位置変更を行う場合や、計器取付位置の変更を行う場合等、供給設備の工事が必要となる場合のお申込み</p> <p>例）太陽光設置（容量変更なし）、開閉器BL取替工事（容量変更なし） ※電灯（はぴeプラス）で太陽光設置に伴い、既設SB撤去と計器SBの設定を希望の場合は、アンペアブレーカー契約への契約変更にて申請要（小売契約は実量制のまま）</p>	○	

受付から送電までの標準的な流れは次のとおりです。

供給事前協議  
(必要に応じて)

**必要に応じて、東京電力 P G と供給方法や配電設備の改修工事等について協議を行っていただくことができます。**

- 地中供給または、集合住宅（契約電流上限値の範囲内で増設する場合を除く）に関するお申込みは、東京電力と事前協議が必要です。

お申込み

**お申込みされる電気工事会社さまが、所定様式にご記入のうえ、当社へ申込みください。**

- 所定様式はホームページから出力可能です。  
※2024.8申込書様式更新いたしましたので、新様式で申請をお願いします。
- お申込みはメールによりお願いいたします。
- 当社は受領したお申込みの内容を確認し、東京電力 P G へ手続きを行います。なお、当社の手続きに1週間程度いただく場合があります。

設計・用地交渉

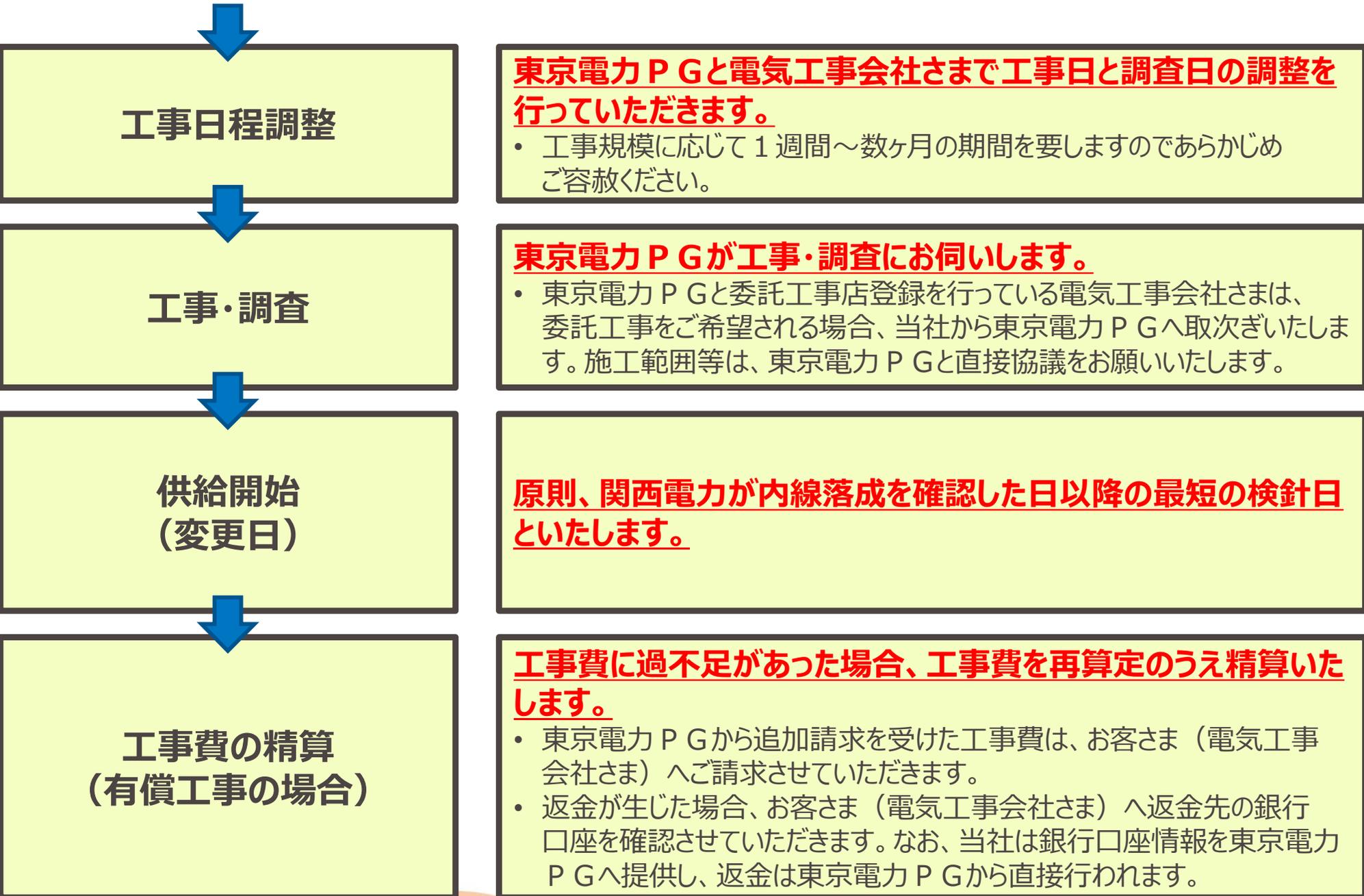
**東京電力 P G にて工事内容を設計いただきます。**

- 簡易なものを除き、通常 1 週間～2ヶ月程度、用地交渉等を伴う場合は、数週間～半年程度必要となりますのであらかじめご容赦下さい。

工事費のお支払い  
(有償工事の場合)

**東京電力 P G が算定した工事費を、当社からお客さま（電気工事会社さま等）へご請求いたします。**

- ご入金後、当社までメールでご連絡をお願いします。なお、ご入金後に工事日程の調整を行いますので、お早めのご入金をお願いいたします。



## 工事日程調整

### 東京電力 P G と電気工事会社さまで工事日と調査日の調整を行っていただきます。

- 工事規模に応じて 1 週間～数ヶ月の期間を要しますのであらかじめご容赦ください。

## 工事・調査

### 東京電力 P G が工事・調査にお伺いします。

- 東京電力 P G と委託工事店登録を行っている電気工事会社さまは、委託工事をご希望される場合、当社から東京電力 P G へ取次ぎいたします。施工範囲等は、東京電力 P G と直接協議をお願いいたします。

## 供給開始 (変更日)

### 原則、関西電力が内線落成を確認した日以降の最短の検針日といたします。

## 工事費の精算 (有償工事の場合)

### 工事費に過不足があった場合、工事費を再算定のうえ精算いたします。

- 東京電力 P G から追加請求を受けた工事費は、お客さま（電気工事会社さま）へご請求させていただきます。
- 返金が生じた場合、お客さま（電気工事会社さま）へ返金先の銀行口座を確認させていただきます。なお、当社は銀行口座情報を東京電力 P G へ提供し、返金は東京電力 P G から直接行われます。

お申込みにあたっては、次の所定様式をご提出ください。

【凡例】「○」：提出要 「△」：一部提出要 「－」：原則不要

所定様式		増設・減設	設備変更
①	電気使用申込書※1	当社様式	○
②	負荷設備内容による契約電力決定	当社様式	△※2
③	電灯・動力・負荷設備内容	任意様式	△※3
④	組合せ計器（低圧変流器）取付状況確認票	東電 P G 様式	△※4
⑤	実量契約への切替に伴うアンペアブレーカー撤去申込書	東電 P G 様式	△※5
⑥	特例区域等および需要場所間の電力融通に適用に関する確認書（5G反映）	東電 P G 様式	△※6
⑦	平面図	任意様式	△※7

※1 2024.11申込書様式を変更いたしました。

※2 動力契約の増設もしくは減設かつ、負荷設備容量による契約電力の協議を希望される場合。

※3 電灯契約で主開閉器が248 A 以上の場合、動力契約で主開閉器143 A 以上の場合、または、特殊機器（溶接機、レントゲン等）がある場合。なお、特殊機器がある場合は、あわせて仕様書の提出が必要です。（仕様書が入手できない場合は、銘板等に記載された定格出力をお知らせ下さい。）

※4 組合せ計器（低圧変流器）の取付が必要となる場合（電灯25kVA以上・電力39kW以上）。

※5 東京電力 P G が施設するアンペアブレーカーを撤去する必要がある場合。

※6 特例需要場所および電力融通を希望される場合。

※7 電気のご使用場所（需要場所）の合併や分割による設備変更等の場合。

## ◇お申し込み時の提出書類・必要項目等について

- 低圧需要の新增設申し込みに必要な項目、記載方法は所定様式の記載例にてご確認ください。
- 必要書類に不足や不備がある場合等は、メールでお知らせさせていただきます。  
あらかじめ内容を十分ご確認ください。

## ◇増設・減設、設備変更のお申し込みについて

- 当社とご契約いただいているお客さまが、電気設備を増設・減設される場合や主開閉器容量を変更される場合、計量器位置変更・引込位置変更等の設備変更を希望される場合については、お申し込みが必要となります。

## ◇余裕をもって申込みください

- 以下の場合は送電までに日数がかかるため、お早めの申込みをお願いいたします。

※地中供給、建柱等の用地交渉があるもの、付近の配電設備改修が必要なもの、国道や河川、鉄道等付近の工事で事前申請が必要なもの、引込線や計量器の準備に日数を要するもの

## ◇お申し込み方法等について

- 電子メールへ所定様式を添付のうえ、次のアドレスへ送信ください。
  - メールアドレス [kanden.teiatsutakusou@a5.kepcoco.jp](mailto:kanden.teiatsutakusou@a5.kepcoco.jp)
- メールを送信いただく際の「件名」については次のとおり設定ください。
  - 件名 **【申込種別】+【電気工事会社さま名】**  
(例) 【増設】【〇〇電気工事】  
【設備変更】【△△電気工事】
- メールに添付いただく際の「ファイル名」については次のとおり設定ください。

※電気使用申込書のファイル形式については「PDF」形式で設定ください。  
なお、弊社で送信内容を確認後、郵送先をご連絡いたしますので、本書をご郵送ください。

  - ファイル名 **お客さま名 + 所定様式名**  
(例) 〇〇さま 電気使用申込書.pdf  
〇〇さま 接続供給契約申込書（低圧供給側・連記式）.xls

## ◇お申し込み前の設計事前協議について

- 工事をスムーズに行うために、以下のお申し込みについては、あらかじめ東京電力 P G と事前協議※をお願いいたします。

※事前協議方法については、東京電力 P G へ直接お問い合わせください。

- 地中供給の場合
- 集合住宅の場合（契約電流上限値の範囲内で増設する場合を除きます。）

## ◇負荷設備内容のご提出について

- 電灯契約で主開閉器が248 A 以上の場合、動力契約で主開閉器143 A 以上の場合、特殊機器（溶接機、レントゲン等）がある場合については、負荷設備内容のご提出が必要となります。なお、特殊機器がある場合は、あわせて仕様書の提出※が必要となります。

※仕様書が入手できない場合は、銘板等に記載された定格出力をお知らせ下さい。

## ◇電気工事会社さまの登録番号、連絡先について

- 電気工事会社さまの情報については、「電気使用申込書」および「接続供給契約申込書（低圧供給側・連記式）」にご記載ください。
- 東京電力 P G が供給方法等の協議を要する場合、必要に応じて東京電力 P G から電気工事会社さまへ連絡されますので、技術協議をお願いいたします。
- 「工事店番号」は、電気工事会社さまが東京電力 P G に申請、登録されている番号をご記載ください。
- 「担当ユーザ I D」については、「K 1」から始まる番号をご記載ください。
- 「工事店番号」、「担当ユーザ I D」を東京電力 P G に登録されていない電気工事会社さまは、申請することができません。あらかじめ登録のうえお申込みください。  
登録方法については、東京電力 P G の H P をご確認ください。

## ◇電気工事会社さまが委託工事をご希望される場合について

- 東京電力 P G と引込線関係請負工事店登録されている電気工事会社さまが引込線関係委託工事を希望される場合、技術協議票の「引込請負工事設計書の提出方法」欄を必ずご記載ください。  
なお、ご記載が無い場合は「委託工事なし」として受付させていただきます。

## ◇有償工事について

- お客さま電気設備の増設で無償こう長を超える場合や特別供給設備を施設する場合、増設によらず東京電力 P G の供給設備の変更が生じる場合は有償工事となります。  
(東京電力 P G で決定されます。)
- 有償工事の場合は、工事着手前に工事費をお支払いいただきます。(前払い)
- 請求書が届き次第すみやかにご入金の上、ご入金後、当社までメールでご連絡をお願いいたします。

## ◇逆潮流が発生しない系統連系について

- 逆潮流が発生しない発電設備（太陽光、蓄電池、燃料電池等）について、お客さまが新たに設置、増設、撤去される場合も申込みが必要となります。

## ◇当社へのお問合せについて

- ご不明な点がございましたら、メールまたはお電話でお問い合わせください。

なお、当社の営業時間は、平日の9時～17時となります。

営業時間外のお問合せについては、翌営業日以降のご対応となりますので、  
あらかじめご容赦いただきますようお願いいたします。

### ●メールアドレス

[kanden.teiatsutakusou@a5.kepco.co.jp](mailto:kanden.teiatsutakusou@a5.kepco.co.jp)

### ●電話番号

078-224-5380

首都圏低圧新增設受付担当 宛

※営業時間外における電話でのお問合せについては、対応いたしかねますので、  
営業時間内をお願いいたします。